

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**建設業などの本業強化や
新分野への進出を支援**

④ 新たに①本業強化②新分野進出③課題解決——に関する事業(いずれも来年3月末までに終了できるもの)に取り組み場合、経費の一部を補助。**補助金額**対象経費の2分の1。限度額は①③は20万円、②は30万円。

⑤ 市内に本社があるなどの要件を満たす中小建設企業など。⑥ 市役所15階ものづくり産業課で配布中の申請書、計画書などを7月29日(金)までに持参。選考あり。申請書などは**HP**からも入手可。

看護職復職支援講習会

⑦ 技術指導や実習。託児あり。⑧ 9月12日(月)～16日(金)・20日(火)～22日(木)。全8回。

⑨ 所市立大学桑園キャンパス(中央区北11西13)ほか。

⑩ 看護師、保健師、助産師として再就業を考えている方40人。**⑪**はがき、**FAX、E**、直接。**⑫**上欄**⑬**要事項と生年月日、就業状況、保有資格、託児の有無、参加動機を記入し、7月29日(金)(必着)までに。**⑭**(抽選)

⑮ **申込先** 雇用創造協議会(市役所内/1階) ☎(21)23369、**FAX**(218)51300、**E**kyoyou@city.sapporo.jp、**HP**

**就職活動
ワンポイントセミナー**

⑯ 左表の通り。

テーマ	開催日	時間
① 自己分析	7/28(木)	午後1時30分～3時30分
② 応募書類の書き方	8/4(木)	
③ パソコン基礎	8/22(月)・25(木)・26(金)・29(月)～9/2(金)(全8回)	午後1時～5時

⑰ 所定①②はサンプラザ(北区北24西5)、③は産業振興センター(19階)。各20人。

⑱ ①②は7月11日(月)から。⑲ 先着、⑳は25日(月)までに。㉑ 抽選。いずれもキャリアバンク ☎(251)45100へ。

地産地消フードエキスパート養成講座

㉒ ① 講習、農場見学、調理実習など。8月22日(月)～10月上旬。全9回。

㉓ 所かである2・7(中央区北2西7)など。

㉔ **申込先** 雇用創造協議会(市役所内/1階) ☎(21)23369、**FAX**(218)51300、**E**kyoyou@city.sapporo.jp、**HP**

**卸売企業との商談会に参加
する道内メーカーを募集**

㉕ 11月10日(木)午前10時～午後5時30分、11日(金)午前9時30分～午後5時。

㉖ 所 アクセスサッポロ(白石区流通センター4)。

㉗ 対道内メーカー300社。

㉘ 市役所15階産業振興課で配布中の募集要項か**HP**をご覧の上、8月9日(火)までに**E**。**⑫**(抽選)



職員募集

市職員

㉙ 短大の部、資格・免許職、高校の部、民間企業等経験者の部

㉚ **募集職種(予定)** ①短大の部 一般事務、学校事務、土木、電気、機械、消防吏員 ②資格・免許職 保育士、栄養士 ③高校の部 一般事務、土木、電気、機械、消防吏員 ④民間企業等経験者の部 一般事務、一般技術(土木、建築、電気、機械、衛生、造園)。

㉛ ①は短大卒、高専卒、専門学校卒(見込み含む)などで昭和61年4月2日以降に生まれた方、②は募集職種の資格・免許の所有者(見込み含む)で、昭和61年4月2日以降に生まれた方、③は募集職種の資格・免許の所有者(見込み含む)で、昭和61年4月2日以降に生まれた方。

㉜ **申込先** 雇用創造協議会(市役所内/1階) ☎(21)23369、**FAX**(218)51300、**E**kyoyou@city.sapporo.jp、**HP**

㉝)で、昭和61年4月2日以降に生まれた方、③は高校卒(見込み含む)などで昭和63年4月2日以降に生まれた方。

㉞ ①③の土木、電気、機械は、各試験区分に関係のある科目を履修した方が履修中の方。

㉟ 消防吏員は身体基準あり。㊱ は昭和51年4月2日～59年4月1日生まれで、今年6月末日時点で民間企業など(公務員を除く)に5年以上(1年以上継続して就業した期間のみ通算)勤務した高校卒業以上の方。一般技術は前記の職務経験のうち、各試験区分に関係のある職務経験が3年以上ある方。

㊲ **試験日程** 1次(筆記) 9月25日(日)、1次発表 10月上旬(中旬、最終発表 11月下旬)。

㊳ **1次試験の所** 札幌大学(豊平区西岡3の7)ほか。㊴ は東京会場もあり。

㊵ 7月7日(木)から区役所、大通証明サービスコーナー(地下鉄大通駅南北線コンコース内)、東京事務所(東京都千代田区有楽町2東京交通会館)などで配布する申込書を7月29日(金)(消印有効)までに送付。

㊶ **申込書の請求** 〇〇の部試験案内請求」と朱書きした封筒に返信用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入し、140円分の切手を貼った角型2号)を同封して送付。

㊷ **申込先** 雇用創造協議会(市役所内/1階) ☎(21)23369、**FAX**(218)51300、**E**kyoyou@city.sapporo.jp、**HP**

プール管理運営指導スタッフ

㊸ 業務水泳指導やプールの監視。㊹ 勤務場所市立温水プール。

㊺ 対平成5年4月1日までに生まれた方。採用条件あり。各施設若干名。

㊻ 7月1日(金)から市立温水プールで配布する申込用紙を7月18日(祝)(必着)までに持参。選考あり。

㊼ **健康スポーツ財団** ☎(530)5905、**HP**

㊽ **臨時保健師**

㊾ 業務・勤務場所高齢者の相談や家庭訪問。中央区役所(中央区南3西11)。

㊿ 採用期間 来年3月31日(土)まで。対保健師免許を持つ60歳未満の方2人。

㊽ **申込先** 中央区保健福祉課 ☎(231)2400



税金

㊿ **東日本大震災で損害を受けた場合の市税の特例**

個人市民税

㊿ 震災による住宅や家財などの損失には、平成23年度分での雑損控除を適用できます。また、住宅ローン控除を適

お知らせの見える方

内=内容 日=日時 所=会場 対=対象 定=定員 費=費用 申=申込 問=問い合わせ先 (先着)=先着順 (抽選)=多数時抽選
 ☎=電話 FAX=ファクス E=Eメール CC=市コールセンター(10分) HP=ホームページ(10分)に詳しい内容を掲載しているもの

広告

8月1日(月)は、**固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限です**

納税に関するご相談は**市税事務所納税課(下表)へ**

8月1日(月)は、固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限です

納税に関するご相談は**市税事務所納税課(下表)へ**

■**軽自動車税**
 被災した自動車に代わる軽自動車を取得した場合など、平成25年度分まで非課税となります。

■**固定資産税・都市計画税**
 被災した住宅用地に代わる土地を平成32年度末までに取得した場合、被災住宅用地の面積相当分を、取得後3年度分までは住宅用地とみなし、税額が軽減されます。また、被災した家屋に代わる家屋を32年度末までに取得した場合、被災家屋の床面積相当分について、取得後4年度分が2分の1、その後の2年度分が3分の1減額となります。

■問い合わせ先

区	市税事務所・所在地	電話番号	
		納税課	固定資産税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3913	211-3918
北・東区	北部(中央区北4西5アスティ45)	207-3913	207-3918
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3913	802-3918
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8 イースト平岸)	824-3913	824-3918
西・手稲区	西部(西区琴似3の1 コトニ3・1ビル)	618-3913	618-3918

問 税制課(21)2282、HP
 木曜は夜間納税相談日
 市税事務所では、毎週木曜日に午後8時まで、納税相談を行っています。

問 納税指導課(21)2292
 耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額
 昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、30万円以上の耐震改修工事を行うなど、一定の要件を満たす場合には、翌年度以降の固定資産税が一

国民健康保険
 高年齢受給者証の送付
 国保に加入している昭和11年8月2日～16年8月1日生まれの方には、8月1日(月)から使用する高年齢受給者証を、7月下旬に送付します。

昭和16年8月2日以降生まれの方には、70歳になる誕生月(1日生まれの方は誕生月の前月)中に受給者証をお送りします。

△**保険料が決まりました**
 1年間の保険料は、右下表の①～⑨の合計となり、最高



定期間減額されます。工事完了後3カ月以内に、資産のある区を担当する市税事務所に申告してください。

問 市税事務所(左上表)の固定資産税課

■23年度国民健康保険料

	医療分	支援金分	介護分
所得割額	①各加入者の22年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×10.50%	④各加入者の22年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.74%	⑦40歳～64歳の各加入者の22年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.79%
均等割額(人数割額)	②17,630円×加入者数	⑤4,640円×加入者数	⑧5,310円×(40歳～64歳の加入者数)
平等割額(世帯割額)	③1世帯当たり28,630円	⑥1世帯当たり7,540円	⑨1世帯当たり6,560円
最高限度額	⑩51万円	⑪14万円	⑫12万円

△**高額療養費限度額適用認定証などの交付**
 入院時に医療費の支払額が自己負担限度額までとなる限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は、入院中の食事代などの減額認定を兼ねた限度額適用・標準負担額減額認定証)を交付しています。保険証を持参して申請願います。

問 国民健康保険料の滞納がない69歳以下の方および70歳以上の住民税非課税世帯の方。

問 区役所(1階)の保険年金課

国民年金
 △**保険料免除のご相談を**
 第1号被保険者(強制加入者)で保険料を納めることが困難な方は、一定の要件を満たす場合、申請により保険料が免除される制度があります。また、20代の方には、申請により保険料を後払いにできる若年者納付猶予制度があります(所得要件あり)。

持参するもの年金手帳か納付案内書、印鑑(シヤチハタ不可)、前年の所得を確認できるもの、離職した方は離職票または雇用保険受給資格者証。

問 区役所(1階)の保険年金課